



2020年12月23日

各 位

会 社 名 沖 電 気 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 鎌 上 信 也
コ ー ド 番 号 6 7 0 3 東 証 第 1 部
問 合 せ 先 I R 室 長 山 内 篤
電 話 番 号 0 3 - 3 5 0 1 - 3 8 3 6

当社子会社の仲裁手続きに関する裁定のお知らせ

2015年11月2日付「子会社の仲裁手続きに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社子会社である沖電気金融設備（深圳）有限公司は、販売パートナーであった深圳市怡化電腦実業有限公司に対して未払いとなっている売上債権の支払いを求めて、同社を被申立人とした仲裁の申し立てを行い、仲裁手続きを継続してまいりました。この度2020年12月16日に、本件仲裁機関である華南国際経済貿易仲裁委員会より裁定書が送達されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 仲裁申し立ての経緯と概要

沖電気金融設備（深圳）有限公司（以下、「OBSZ社」という。）は、2012年12月より深圳市怡化電腦実業有限公司（以下、「怡化実業社」という。）を通じて中国国内でATMの販売を行ってまいりました。しかし、怡化実業社がOBSZ社の販売代金について正当な理由なく支払いを滞留させたため、その支払いを求める仲裁手続きを継続してまいりました。一方で、怡化実業社は提供を受けた商品に不具合がありOBSZ社が適切に対応しなかったことにより損失を被ったと主張し、OBSZ社を被申立人とした仲裁手続きが別途継続しております（2015年12月18日付「子会社に対する仲裁手続きの申し立てに関するお知らせ」）。今回、当社およびOBSZ社の申し立てに関する判断が示されました。

2. 裁定の要旨

（1）怡化実業社はOBSZ社に未払いの商品代金1,096,866,800 人民元（約174億円）と遅延利息を支払うこと。

（2）OBSZ社は怡化実業社に契約済みで未納入の商品の保証金69,589,750 人民元（約11億円）と遅延利息を支払うこと。怡化実業社は（1）と（2）を相殺した金額をOBSZ社に支払うこと。

（3）怡化実業社はOBSZ社の弁護士費用を補填すること。

※為替換算レートは1 人民元=15.84 円（12月16日時点）で算出

3. 今後の見通し

今回の裁定内容は、当社およびOBSZ社の主張にほぼ全面的に沿ったものであり、当社側主張の正当性が明らかになったと受け止めています。今後当社およびOBSZ社は、怡化実業社に対して裁定内容の速やかな履行を求めてまいります。

なお、本件が公表している当社の業績予想数値に直ちに影響を与えるとは考えておりませんが、今後の経緯により開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上